つ以上各 2g 以上をチャック付き小型ポリエチレンバッグに容れる。試料名, 剖検番号, 剖検日(採取日時)を明記する。検査機関への送付に適した保存を行う。

② 薬毒物との関連性を疑われる事例では、再検査用として、血液、尿、胃内容、脳、肺、肝臓、腎臓等の一部を冷凍保存することもある。

Ⅱ. 生化学検査・微生物検査

死後の測定が有効な事例を例示する。

- 1) アナフィラキシーショック疑い事例:血液トリ プターゼ
- 2) 糖尿病疑い事例・動脈硬化事例: HbA1C
- 3) 炎症マーカー: CRP
- 4) 腎障害: クレアチニン, BUN
- 5) 細菌培養: できるだけ, 無菌的に採取し, 検査機関, あるいは検査担当者に依頼する。

4. 解剖結果報告書作成手順

- ① 内容は、包括的・客観的で、記載は明瞭・論 理的で読み易いように留意する。解剖所見と 判断を区別しつつ、一般人が理解できるよう に留意する。
- ② 臨床経過の要約や当事者医師の判断・行為などの引用部分は,所見と区別し,出典を明記する。報告書執筆者の判断は,根拠となる事実(前提)を引用して,記載する。
- ③ 解剖執刀医は、解剖所見・検査所見・医療評

価をメールなどで取りまとめ、三者の合意を 得る。メールでは、所見は添付文書とし、個 人情報を載せない。

- ④ 解剖結果報告書には、法医・病理・臨床医が 署名し共同で文責を担う。
- ⑤ 医療行為については、医学的判断に留め、法 的判断を行うものではない。「過失」など法的 判断との誤解を招く法的表現を極力避ける。
- ⑥ 解剖結果報告書の内容は,事例番号,および 死亡者,依頼病院関係者,調査担当者,調整 看護師の氏名(以上,表紙),事例概要,解剖 所見,検査所見,結論である。
- ⑦ 参考として、解剖所見の内容は、外表・内景に分け、各臓器重量・主要所見、医療行為・ 蘇生に関連した所見、既往歴・素因に関連した所見につき、上記記載事項を参考に記載する。各機関独自の様式でかまわない。
- ⑧ 参考として、結論の内容は、(1)主要解剖所見と診断(要約)、(2)死因、(3)医療行為と死亡との因果関係、(4)既往歴、素因との関連性、(5)その他とする。各々、簡潔に根拠を挙げ、できるだけ平易に説明する。
- ⑨ 地域評価委員会における議論を参考にして, 最終的な解剖結果報告書を作成する。